

津山市人づくり事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市の活力あるまちづくりに必要な人材育成を行う自主的な研修活動を支援するため、津山市人づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成基準)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、津山市内に所在する団体、グループ等とし、交付対象事業、交付対象経費及び助成額は、別表第1のとおりとする。

(申請及び交付)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、津山市人づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を付して津山市人づくり事業運営委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 予算書
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、前項の申請があったときは、必要に応じて人づくり事業運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、その答申を受けて、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、その結果を津山市人づくり事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 助成金は、精算払又は概算払いの方法により交付するものとする。
- 4 会長、副会長及び事務局の事前審査により申請内容が助成基準に満たないと認められた場合は、委員会に諮問することなく不採択とすることができる。
- 5 会長、副会長及び委員は、委員会の審査に係る申請者（申請者が団体である場合にあっては、その代表者又は役員）であるとき、又は当該申請者と直接の利害関係にあるときは、その審査には参加することはできない。ただし、委員会の同意があった場合は、この限りではない。

(実績報告)

第4条 助成金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業終了後1ヶ月以内に、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出するものとする。

（1）事業報告書

（2）決算書

（3）その他会長が必要と認める書類

2 事業者は、会長の求めに応じて報告会等で報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年9月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

研修助成基準

助成金交付対象団体	津山市内に所在する団体、グループ等。 (例 学校関係、NPO 法人、商工会団体、産業関係団体、地域団体等)
助成金交付対象事業	津山市の活力あるまちづくりに有益で、市民の持つ多様な能力の開発や人材育成に繋がる研修事業であり、必要性、重要性が高く、継続的な効果が期待できるもの。 研修等の参加者は、津山市在住または在勤の者が 3 分の 2 以上であること。 津山市人づくり事業運営委員会の属する年の交付決定の翌日から当該年度末日に実施される事業であること。
助成金交付対象経費	助成金交付対象事業（施設、設備等の設置事業を除く）の実施に要する経費で会長が認定したもの。 (例) 講師謝礼金、会場使用料等
助成額	助成金交付対象経費の内、国・県・市等の補助金額を控除した額の 3 分の 2 以内で、予算の範囲内において会長が決定した額。ただし、50万円を上限とする。
その他	同一団体においては、原則として助成金の交付は年度内に 1 回とする。 同一団体が実施する同一事業においては、助成金の申請は原則として通算 3 回を上限とする。 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業、又は、自社のみの研修事業は助成の対象としない。
審査基準	別紙のとおり